

「市場の貨幣史」 資本主義世界経済成立過程における 貨幣システムの革新 1

——ニュルンベルク都市史を中心に——

名城邦夫

I はじめに

ヨーロッパでは19世紀後半以降、資本主義市場経済の急速な発展とともに、市場経済はどの段階で資本主義世界経済として成立するに至ったかについて議論がなされてきた。ドイツ学会では20世紀初めにおいて19世紀後半のドイツの発展を受けて、躍進するドイツ経済を中心とする世界経済を概念化し、資本主義経済と同一視する進歩史観が形成されていった¹⁾。戦後ドイツにおいて、プレデールは世界経済概念について「世界経済は・・・地球上の個別経済がその生活上最も重要な利害関係において相互に依存しあう」ネットワークであるとみなし、この過程を統合という言葉を使用している²⁾。

このようなドイツの一般的な学説に対して、イマニュエル・ウォーラスタインは「新たな世界経済」を考案した。ウォーラスタインの世界経済システムの構想は二つの「中世世界経済」イタリア都市による地中海経済と主としてフランドルとハンザ商業を中心とする北西ヨーロッパ経済から西洋の中核国と周辺地域、そして半周辺地域から成る「ヨーロッパ世界経済」が成立したと主張した³⁾。これらの国家や地域は領域、構造、部分成員、正当性の規範と一貫性を有する世界システムを形成し、資本主義と分業によって大部分内生的に発展したと述べている。このシステムは1500年頃を境に16世紀中に形成されたとするが、この世界経済概念についてはブローデルの強い影響のもとに構想されている。ブローデルは世界経済の明確な定義を行っており、地中海とは異なる新たな地理的分業に基づく普遍的世界である「一つの経済世界」*une économie-monde*を構想した⁴⁾。

これらの見解に対して、ケッレンベンツは世界経済成立の歴史的因果的分析の必要を強調し、ヨーロッパにおける商業の復活を機に13、14世紀「中世商業革命」とも呼ぶべき市場経済の本

* 本論文は2012年度名古屋学院大学研究奨励金による成果の一部である。

- 1) Augst Sartorius v. Waltershausen, *Weltwirtschaft*, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 4.A. Ergänzungsband, Jena 1929, S.931.
- 2) Andreas Predöhl, *Weltwirtschaft*, in: *Handwörterbuch der Sozialwissenschaften* 11, Stuttgart 1961, S.604.
- 3) Imanuel Wallerstein, *The Modern World System: Capitalist Agriculture and the Origins of the European World Economy in the Sixteenth Century*, New York and London 1974, p.347.
- 4) Fernand Braudel, *La Méditerranée et le monde Méditerranéen à l'époque de Philippe II*, t.1 Paris 1966, p.354.

格的な成立を見たのみならず、その発展の帰結として世界経済が成立したと主張した⁵⁾。ケッレンベッツは同時にこの過程における貨幣システムの変革の重要性を強調し、1977年ドイツ社会経済史学会全国大会を組織し貨幣問題に取り組み、その中でヘニングは中世後期から近世にかけてヨーロッパにおける市場経済は商人帳簿や銀行さらには大市帳簿の帳簿貨幣や為替手形さらには様々な価値標章が商品貨幣を超えて貨幣量を増加させ、その意味で、市場経済は自らに必要な貨幣を創造したとまで述べた⁶⁾。ゲルハルトは価格形成と貨幣の関係を論じ、前近代社会における制度的強制と自由な市場価格の関係を明らかにし、為替相場と貨幣相場の両者を規定する計算貨幣 *Rechengeld*; *money of account* の意義を強調した⁷⁾。その後、1991年第14回ドイツ社会経済史学会においてシュレッターが前近代社会も含む「貨幣の安定性について」素材価値と名目価値の一致が安定条件として重要であること、前近代においては市場での金銀比価を貨幣相場にいかにかに反映させるかについて計算貨幣が重要な役割を果たしたと主張した⁸⁾。

このようなヨーロッパ学会の資本主義世界経済概念成立の議論において、貨幣システムの変化の重要性が強調されてきた。ブローデルは、中世後期に成立した高額基準計算貨幣が資本主義世界経済成立と共に、世界経済の価値尺度となったと理解している⁹⁾。さらにまた、ファン・デル・ヴェーは貨幣を三種類に区分し、素材価値を有する金属貨幣 *b*、一定の素材価値を表示する計算貨幣 *a*、素材価値から自立した抽象的な計算貨幣 α の歴史的存在を重視し、各時代の貨幣システムの分析にはこの三種類の貨幣の関係を分析することが必要であると強調している¹⁰⁾。

そこで、われわれはヨーロッパにおける市場経済の発展を13、14世紀北イタリアで成立した特有の市場ネットワークと信用決済システムの発展とみなし、そこから世界経済が成立する過程を貨幣史の立場から分析し、公的貨幣＝「貨幣 *b*」から市場の貨幣・為替貨幣＝「貨幣 α 」への発展と理解し、貨幣史的分析によって資本主義世界経済成立の歴史的因果関係を解明し、世界経済システムへの統合の基準を貨幣史の視点から明らかにすることを目指している¹¹⁾。

5) Hermann Kellenbenz, *The Organization of Trade*, in: *The Cambridge Economic History of Europe*, vol.IV, Cambridge 1967, pp.378f.

6) Friedrich-Wilhelm Henning, *Zahlungsusancen und Nichtmetalgeld im ausgehenden Mittelalters*, in: Hermann Kellenbenz, *Weltwirtschaftliche und währungspolitische Probleme seit dem Ausgang des Mittelalters*, Stuttgart 1981, S.50f.

7) Hans-Jürgen Gerhard, *Ursach und Folge der Wandlungen im Währungssystem des Deutschen Reichs 1500-1625. Eine Studie zu den Hintergründen der sogenannten Preisrevolution*, in: Eckart Schremmer, *Geld und Währung vom 16. Jahrhundert bis zur Gegenwart*, Stuttgart 1993, S.83.

8) Eckart Schremmer, *Geld und Währung vom 16. Jahrhundert bis zur Gegenwart*, Stuttgart 1993, S.13ff.

9) Fernand Braudel, Frank Spooner, *Prices in Europe from 1450 to 1750*, in: *The Cambridge Economic History of Europe*, Vol.IV, Cambridge 1967, p.378.

10) Herman Van Der Wee, *Monetary, Credit and Banking Systems*, in: *The Cambridge Economic History of Europe*, Vol.V, Cambridge 1977, pp.290-293; 楊枝嗣朗『歴史の中の貨幣 貨幣とは何か』文眞堂 2012, 107頁以下参照。

11) Van Der Wee, *op. cit.*, pp.290-293; 楊枝嗣朗 前掲書107頁以下参照。

II ヨーロッパにおける市場経済の発展と貨幣システムの変革

1 西ヨーロッパにおける市場経済の発展

ヨーロッパにおける市場経済の発展は、13、14世紀北イタリアにおいて中世商業革命によって本格的に開始された。厳密な経済計算を実現する複式簿記が考案され、経済活動を遂行する法人格を有する会社や決済のための銀行さらには、隔地間取引のための価値移転手段としての為替手形、さらに取引の価値尺度を確定するために計算貨幣＝都市計算貨幣等が考案され、合理的経済活動を行う制度的基盤が整えられていった。こうして、北イタリアにおいて成立した市場経済ネットワークと決済システムは時間をかけてヨーロッパ大に広がり、15世紀末にはレーリヒの中世世界経済と呼ばれる段階に達することになった¹²⁾。

十字軍遠征によるレバントやオリエントとの貿易の活発化、北海バルト海貿易の活発化とともにヨーロッパにおいて商業が復活し、大市による隊商商業からさらに、店舗を構えた定着商業も一般化し、支店や代理店網が展開され、多様な地域と取引する中で、複雑化する経済活動の厳密な経済計算を実現するために複式簿記が考案されていった。最初は、人名勘定による両建ての複記であったが、組合企業の一般化、さらには会社制度の普及によって名目勘定の導入からピランツ（貸借対照表）や損益計算書の作成に進み、資本計算が明確に可能となった。この間、イタリアでは金銀複本位制のもと、多様な貨幣が製造され金銀比価が変動し、実体貨幣から乖離した都市の対外的な貨幣価値を表示するための抽象的な計算貨幣・都市計算貨幣が考案されていった¹³⁾。

この計算貨幣については簿記史の立場から泉谷氏は次のように説明している。銀貨悪造による金銀貨の公定貨幣関係1フィオリノ・ドーロ＝240グロッソからの乖離による1.45倍のイン・フィオリノという第一の計算貨幣が考案され、その後さらに銀貨の悪造によってイン・フィオリノ自体が実体銀貨と変動相場で結び付けられることによって第三の抽象的な計算貨幣となり、フィレンツェの経済計算上の統一的な価値尺度として商人帳簿や都市帳簿、さらには銀行帳簿で使用されるようになった¹⁴⁾。従って、イン・フィオリノは当時のフィレンツェの金銀比価を反映し、それぞれの素材価値を計算上表示するものであった。このような統一的な価値尺度の使用は当時の人々にとってはより理解しやすいものであり、現代のわれわれの抽象的な計算思考とは異なる具象的な計算思考の結果であったと経済史研究の立場から齊藤寛海氏は説明している。さらに、デンツェルはこのように中世商業革命によって成立した計算貨幣の為替手形の建値（為替貨幣）としての意義を強調した¹⁵⁾。

このように、成立した最初のヨーロッパ市場経済システムは都市商人のヨーロッパ大の商品取引ネットワークとして成立し、このネットワークを支える最も重要な基盤として都市計算貨幣を

12) Markus A. Denzel, "La Practica della Cambiatura" Europäischer Zahlungsverkehr von 14. bis zum 17. Jahrhundert, Stuttgart 1994, S.4.

13) 泉谷勝美『複式簿記生成史論』森山書店1980年39頁以下参照。

14) 同上書 頁77-88参照。

15) Ibid., S.18f.

建値とする為替決済システムが大市や各都市の銀行さらには両替商の貨幣金融システムとして制度的に形成されていった。ところが成立した市場は、参加者が非常に狭い範囲の有力商人に限られており、彼らの利害関係を達成する形で為替相場が成立することになった。この中世市場経済は、都市法や市場慣習さらには都市支配構造によって支えられており、遠隔地貿易の利益も特権的参加者によって独占されていた。それは、為替手形の性格に表れており、手形の譲渡は禁止され、ごく限られた有力商人によってしか使用することはできなかった。手形は、最終決済地の都市の帳簿で都市ごとに集合決済され、さらに重要市場都市の銀行帳簿や両替商の帳簿で相殺や信用供与による決済が行われた¹⁶⁾。そこでの為替相場はいまだ広範な参加者による市場の需給関係によって決定されるというよりも、制限された市場取引で隔地間の収支をできるだけ均衡させ、需給の強弱は利子のわずかな差によって調整する不完全な市場のもののみなすべきであろう。この為替相場は人為的に形成されたものであり、資本主義世界経済の為替貨幣の相場とは基本的性格を異にしている。

2 中世後期における貨幣システムの革新

中世商業革命によって西ヨーロッパで本格的な市場経済が発展するとともに貨幣システムも市場経済に適応したものに变化していったが、ここではそれ以前のヨーロッパ中世の貨幣制度について概観し、新たに成立した「市場の貨幣」としての都市計算貨幣の意義を述べる。

800年カール大帝によって貨幣高権が確立され、特定都市に貨幣製造所設置が決定され、銀本位制のもと、銀貨の完全重量による価値尺度の統一が実現した。1 libra 銀=20 solidus=240 denarius というローマ時代の貨幣制度を踏襲し、それを各国で民族語化し、1 Pfund 銀=20 Schilling=240 Pfennig (ドイツ) と定めた。8世紀アングロ・サクソン期メルシア王国オフファ (Offa, 在位757-796年) もこれにならった。成立した貨幣は小額面貨幣のみ製造され、カロリング・リブラ銀=プフント銀=408gから1ペニヒは1.7グラムの銀価値を前提にした名目価値と素材価値の一致した計数貨幣である¹⁷⁾。西ヨーロッパ初期中世経済は、内陸中心の農業社会であり、貨幣経済はごく限られた範囲にとどまり、サリカ法典等の部族法典の人命金にソリドゥス(金貨)やデナリウス銀貨が登場しており、8, 9世紀の年代記・帝国貨資帳の貨幣表記やロルシュ修道院・フルダ修道院の寄進財産の評価や地代にリブラやソリドゥス単位が用いられているが、あくまでも計算貨幣であり、地代額は大部分デナリウスが使用されており、当時の実際の通貨はそれぞれの公権力の貨幣単位であるペニヒ貨等であった¹⁸⁾。

カロリング王国によって達成された貨幣高権の統合は、各地に貨幣製造所を開設し、自由溶解・自由製造を原則として運営されたが、打造による技術的制約、貨幣親方への製造委託や個別

16) Hans Pohl (hrsg.), Europäische Bankengeschichte, Frankfurt am Main 1993, S.104ff.

17) Michael North, Das Geld, München 1994, S.10f.

18) 名城邦夫「フランケン地域史研究序説—領主制成立との関連において— (1), (2), (3)」『名古屋学院大学論集 (社会科学篇)』第20巻第2号, 第3号1983, 84年, 『名古屋学院大学論集 (人文・自然科学篇)』第20巻第2号1984年参照。

貨幣の重量にばらつきがあり、削り取りの横行（clipping）から最初から計算貨幣化した計数貨幣として価値尺度機能中心の貨幣使用が一般的であった¹⁹⁾。そのような意味で、王権・封建領主の所領経営や配給のための計算単位としてクナップの公権力貨幣概念に対応するものと理解される²⁰⁾。ただ、周辺のビザンツ帝国の金本位制やイスラム圏の金銀複本位制のもとで、素材価値を有する貨幣による取引が必要であったために、当時の西ヨーロッパの貨幣制度は銀本位制をとったと考えられる。

13, 14世紀において「中世商業革命」が達成され、市場経済が発展を開始し、地中海商業圏と北海バルト海商業圏とを結合したシャンパーニュ大市が繁栄し、その後はジュネーヴ大市・カスティリア大市・リヨン大市・ピアツェンツァ大市が継起的に発展し、隊商商業と定着商業も併行的に展開され、複式簿記・会社・銀行・為替手形・計算貨幣による信用決済システムが成立することになった。ブローデルは16世紀後半をジェノヴァ人の世紀と命名し、決済に特化したピアツェンツァ大市でヨーロッパの過半の取引決済が多角的に行われたと指摘している²¹⁾。

1192年ヴェネツィアで中位銀貨グロッツ・デナロ3.24グラムが発行され、1252年フィレンツェでフィオリノ金貨3.53グラム、ジェノヴァでジェノヴィーノ3.54グラム金貨が製造された。この金貨は純銀1libra = 1Pfund = 1 pondと同じ価値を有し、各国、各都市ではフィオリノ金貨と同じ純度・重量・図柄で製造された。フローリン（フィレンツェの紋章黒バラにちなむ）金貨と呼ばれ、中世後期にはフィオリノ金貨がヨーロッパの基準金貨となり各地で金貨による計算貨幣体系が成立することになる²²⁾。

制度的な金銀複本位制の下、北イタリアで各都市の貨幣制度の相違や各貨幣高権の貨幣の減価政策によって貨幣価値の混乱が生じ、為替手形の取引価値統一の必要が生じた。そこで考案されたのが、取引中に各都市の為替の建値とするための為替取引用の貨幣である。これは都市計算貨幣と呼ぶ一種の計算貨幣であり流通する通貨の素材価値を表示する貨幣であり、価値尺度として機能するものである。一般にその都市、地域内の基準金貨と基本小額銀貨の組み合わせによって与えられるものである。最初は、最も流通した金貨銀貨がこのような機能を果たしていたが、それが流通しなくなり、まったく使用されなくなった後もその素材価値を化体する価値尺度として使用され、都市や地域内の為替取引や預金貨幣や商人の帳簿の中に使用されるようになる。西ヨーロッパでは15世紀までに金銀複本位平行本位制のもと金本位制とも呼ぶべき金価値中心の計算貨幣体系が形成されていった。イタリア各地ではフィレンツェ計算貨幣フィオリノ、ヴェネツィアではドゥカート、ドイツではグルデン、フランスではエキューなどによる為替取引や金融取引が活発に行われた²³⁾。

19) North, a.a.O., S.11.

20) ゲオルク・フリードリヒ・クナップ宮田喜代蔵訳『貨幣国定学説』岩波書店1922年421-422頁。クナップの国家貨幣学説については楊枝嗣朗前掲書166頁以下参照。

21) フェルナン・ブローデル 浜名優美訳『地中海』第4巻 藤原書店1999年243頁以下。

22) Ibid., S.18ff.

23) Rainer Metz, Geld, Währung und Preisentwicklung, Frankfurt am Main 1990, S.27ff.

こうして「中世商業革命」と共にこれまでの封建領主によって製造された貨幣システムから、北イタリア諸都市の商人によるヨーロッパ大の取引ネットワークとその決済システムで使用される都市計算貨幣や商人の帳簿貨幣さらには銀行貨幣への貨幣システムの移行が実現することとなった。そこでは教皇庁や王権、領邦君主、さらには領主の貨幣は大市貨幣や都市計算貨幣によって評価され、この決済システムに依拠することになった²⁴⁾。

この貨幣システムは領主貨幣の金銀複本位制のもとで、金本位制をとり、金価値を中心に価値尺度が決定され、計算貨幣化した金貨単位が為替取引の建値となった。他方で、都市計算貨幣は貨幣相場の建値でもあり、こうして為替貨幣と在地の流通貨幣＝実体貨幣をつなぐ貨幣として重要な機能を果たすことになる。都市計算貨幣が高額基準貨幣と小額基本計算貨幣の組み合わせとして現象するのはそのためである。

都市はこのような都市計算貨幣の素材価値表示を常に維持する必要があり、とりわけ高額基準貨幣の価値を維持する必要があり、このために都市内の取引を統制し、市場に取引を監督する参事会指名のマルクト取締の任命や卸売取引の仲買人による取引の強制を行った。最後に、ミュンツ・ポリツァイによる、各地の新貨幣の試験、さらには特別に溶解による品位検査等を行うことによって高額基準計算貨幣の素材価値の維持を図っていった²⁵⁾。

他方で、小額基本計算貨幣については事情を異にしていた。もともと小額銀貨は金貨に比べて製造費用がかさみ、地銀価格の高騰時には造幣税を得ることなく製造せざるをえない場合やひどい場合には損失を被って製造する場合もあった。基本的に小額貨幣は日々、マルクトや小売業者の店頭で受け渡しされ、取引時の確認は不可能であり、小額銀貨の貶質は常態化する現象であった。特別に飢饉が起り、大量の悪貨が流通した場合には、即座に小額基本計算貨幣の価値が減価し、高額基準計算貨幣との固定相場は維持しえず、急速に高騰しそれに連動して為替貨幣が高騰することになった。その結果、各都市との為替相場が建たなくなり、都市の商業取引がマヒすることになった²⁶⁾。

III 都市ニュルンベルクの発展と貨幣システム

1 ニュルンベルク都市社会の発展

北イタリアで中世盛期以降発展した市場経済のネットワークは15世紀に至って南ドイツにも達し、都市ニュルンベルクはヨーロッパ大の通商活動を展開するようになり、「ヨーロッパの宝石箱」と呼ばれるような繁栄を誇るようになった。北イタリアに発しヨーロッパ大の発展を遂げた南欧型市場経済の一つの例としてニュルンベルクを取り上げ、北西ヨーロッパ型市場経済の発

24) Markus Denzel, Kurialer Zahlungsverkehr im 13. und 14. Jahrhundert, Stuttgart 1991., S.120ff.

25) Rudolf Fuchs, Banco Publico zu Nürnberg, Nürnberg 1950, S.16 ; Paul Sander, Die reichsstädtische Haushaltung Nürnbergs, Leipzig 1902, S.666.

26) Bernd Sprenger, Das Geld der deutschen Geldgeschichte Deutschlands von den Anfängen bis zur Gegenwart, München 1995, S.110.

展と近代的貨幣システムへの移行の意義を確認したい。

1050年7月16日付証書に城砦がニュルンベルクという名前“Nörenberc”で始めて引用されている。当時城砦はこの地域の遠隔地商業路の交差点を防衛すると同時に東部地域の防衛拠点でもあった。城砦によって保護された南部地域は半円形の定住地をなし、皇帝家人や商人そして手工業者が居住していた²⁷⁾。

この皇帝の城砦施設は年月を経て拡張され、その一部は新たに城砦伯の住居として利用された。その後、城砦の東側部分は城砦伯の居城として世襲レーンの形で譲渡されてしまった結果、皇帝はこの丘陵の東端部分に新たな城砦を建設し、それが今日の皇帝城砦である。

こうして皇帝フリードリッヒ1世(バルバロッサ)はこの町を彼の勅書の中で「われらが都市」“castrum nostrum”と呼んでいる。1147年コンラート3世が第二次十字軍に出発する前に、ニュルンベルクに王宮を構えて遠征の準備を行ったが、その後ニュルンベルクは近世に至るまで皇帝の訪問が頻繁に見られた。皇帝ルートヴィッヒ・デア・バイエルン(1314-1347年)は彼の治世中に70回もニュルンベルクを訪問している。皇帝オットー4世は1209年に始めてニュルンベルクで帝国議会を開催した。その後ニュルンベルクは1219年に帝国都市に昇格し、帝国都市として最大の自由を享受しうの特権を得た。この特権はさらに拡大され、1356年にカール4世によって金印勅書が発布され、ドイツ王が選出された後の最初の帝国議会は必ずニュルンベルクで開催すべきことが決定された。カール4世(1346-1378年)は彼が最も愛したこの町に統治期間中50回滞在している。1424年以降ニュルンベルクは彼の息子皇帝ジークスムント(1410-1437年)の皇帝位の権威を象徴する帝国権標(帝冠、皇帝笏、皇帝地球儀、帝剣そして聖なる槍)の保管地となった²⁸⁾。

1332年皇帝ルートヴィッヒはニュルンベルク市民に対して神聖ローマ帝国内の71主要都市の関税免除特権を授与したが、これは都市の経済的繁栄にとって決定的に重要であった²⁹⁾。

ホーエンツォレルン家もニュルンベルク都市史に重要な役割を演じた。伯爵フリードリッヒ3世は1191年にニュルンベルク城砦伯に任命された。1273年にはこの官職を世襲化し、帝国都市ニュルンベルクとその権利をめぐる激しく争うことになった。そこで、都市は城砦平和が得られる以前の14世紀に城砦伯の砦に対する防衛として城壁を築いた。

塔の建設をめぐる都市と城砦伯は激しく争い、塔の争奪戦を繰り返したが、ホーエンツォレルン家が1415年フリードリッヒ3世の時代にブランデンブルク辺境伯領を所有するに至り、彼らはその関心を北ドイツ地域に移し、この城砦をその付属地全体と共に120000グルデンで売却した。彼の後継者、アンスバッハ城砦伯、そしてニュルンベルク城砦伯はその後も所有地を奪回しようと試みたが失敗に終わった。20人の諸侯、15人の司教さらには伯やフライヘル、騎士さら

27) Sander, a.a.O., S.6f.

28) Ibid., S.12f.

29) Franz Irsigler, Zollpolitik ausgewählter Handelszentren im Mittelalter, in: Hans Pohl (hrsg.), Die Auswirkungen von Zöllen und anderen Handelshemmnissen auf Wirtschaft und Gesellschaft vom Mittelalter bis Gegenwart, Stuttgart 1987, S.53.

には家人を含めて7000人と同盟したにもかかわらず、第一次（1449-53年）、第二次（1552年）城砦伯戦争において都市を屈服させることはできなかった。このことは1350年頃から建設し始め100年間にわたって建設され、今日の旧市街全体にめぐらされた強固な塔を備えた巨大な城壁の威力によるものであった³⁰⁾。

このような都市の発展を担ったのは帝国城砦に定住した帝国家人身分 *ministerialen* 出身の立法官職 *consules* と商人階層出身も加わった参審人職 *scabini* であった。とりわけ家人に出自する家系は12世紀ころに成立した都市参事会家系の中心を担い、紆余曲折を経てなお18世紀末まで都市参事会家系の主要な成員であり続けた。これに対して商人層は時々の経済的状况に応じて盛衰を繰り返し、参事会家系からの退出も目立っている。

1318/23年参事会員表³¹⁾

Consules	Scabini
Ulricus Haller	Erkenpertus Koler
Chunr (adus) Nutzel	Ulricus Kuedorfer
Gotfridus Schopper	Heinr (icus) Stroemer in foro salis *
Perhtoldus Phintzinch	Hermannus Ebner
Heinr (icus) Holtschueher in foro salis	Albertus Pohemus
Albertus Ebner	Heinr (icus) Pecus
Heinr (icus) Pilgerein	Chunr (adus) Mentelein
Wolframus Stromayr	Fridericus Phintzinch
Chunr (adus) Dives iuxta pontem **	Fridericus Muffel
Chunr (adus) Puel	Heinr (icus) Ortlip
Chunr (adus) Katerpeck	Heinr (icus) Vorchtel iuvenis ***
Berhtoldus Vorchtel	Otto Geusmit
	Albertus Swevenhover

* 塩マルクトのシュトロマー ** 橋のそばのホルツシューアー *** 若いフォルヒテル

1332年参事会員表³²⁾

Consules	Scabini
Berhtordus Pfintzinger senior *	Albertus Ebner
Heinricus Pilgrein	Hermannus de Lapide **
Chunradus Nuzzel	Cunradus Mentellein

30) Sander, a.a.O., S.2.

31) Germanisches Nationalmuseum Nürnberg, Archiv Fasz. III (=Rat), –Edition: Werner Schultheiß, Satzungsbücher und Satzungen der Reichsstadt Nürnberg aus dem 14. Jahrhundert, Nürnberg 1965/1978, S.72f.

32) Stadt Archiv Nürnberg A 1 Urkundenreihe 1332 Juli 28. –Edition: das Rathaus in Nürnberg, Nürnberg 1891, S.254f.

Ulricus Chudorfer	Ulricus Haller
Heinricus Ortlip	Cunradus Chaterpeck
Hermannus Ebner	Cunradus Stromeir
Cunradus Grossus	Jorge Vorhtel
Weiglinus, filius Cunradus ***	Hermannus Eysvogel
Bernhardus de Novo foro	Berhtoldus Holtzschuher
Fridericus Schopper	Cunradus Pfintzinger, Filius Friderici
Fridericus Holtzschuher	Cunradus Dyabolus
Johannes Muffel	Ortlibus, gener Zenneri ****
Heinricus Vorhtel	Hermannus Weigel

*年長のプフィツィンガー **岩山のそばのヘルマヌス ***クンラデドゥスの息子

****ツェネルスの義理の息子

その後、1808年まで参事会員の名簿が伝えられているが、1379年まではStadtarchivの個別文書に伝えられており、1380年以後はStaatsarchivの官職身分台帳に伝えられている。都市ニュルンベルクにおける参事会員の系譜学的研究はザンダーによって本格的に始められ、14、15世紀の参事会員の人名と系譜そして勤務形態を詳細に分析し、都市参事会の構成を明らかにした。次いでシュトローマーは同じく14、15世紀の商業金融で活躍した商人を中心に参事会勤務形態を明らかにした。近年フライシュマンは都市ニュルンベルク主要官職人名の系譜的研究の集大成を行い、すべての参事会員の名簿、軍事指揮官、財務官、7人委員会全員の名簿を完成させ、参事会の構成、役職者の役割、主要な参事会員家系の系譜学的研究の成果を公刊している³³⁾。

都市ニュルンベルクは参事会の指導のもと帝国都市として発展していったが、14世紀中葉にはドイツ国内においても手工業者による参事会支配に抵抗する運動が巻き起こり、手工業者の自治と市政への参加を目指すツunft闘争が展開され、ニュルンベルクでも同様の動きが見られた。1348年6月ニュルンベルクの主要なツunftの成員を中心とする蜂起がなされ、参事会が交代し、それまでの親ルクセンブルク派からミッテルスバッハ派への権力の移譲がなされた。この交代はほとんど暴力を伴わず、ルクセンブルク派の参事会員は一部を除いて都市に留まることが許された³⁴⁾。

この蜂起について従来、ツunft闘争との見方もあったが、近年では都市内の内紛が原因であり、手工業者は蜂起を主導した参事会員階層に利用されたものであり、その後の経過の中でツunft結成は認められたが、参事会による統治には参加を許されず裁判権も与えられなかった。確

33) Paul Sander, Die reichsstädtische Haushaltung Nürnberg. Auf Grund ihres Zustandes von 1431 bis 1440, Leipzig 1902; Wolfgang von Stromer, Oberdeutsche Hochfinanz 1350–1450, Wiesbaden 1970; Peter Fleischmann, Rat und Patriziat in Nürnberg Die Herrschaft der Ratsgeschlechter vom 13. bis zum 18. Jahrhundert, III Bände, Neustadt an der Aisch 2010.

34) Fleischmann, a.a.O., S.29.

かに一定の自治権が与えられ従来より地位が高まったが、南ドイツの他都市のツunft闘争には比べるべくもない不十分な内容であった。

ニュルンベルク都市貴族史を集大成したフライシュマンや手工業史の研究に携わった佐久間氏はこの蜂起を参事会内の内紛とみなしている。それまでのバイエルン大侯家ミッテルスバッハ家を支持していた従来の参事会が新たに皇帝となったルクセンブルク家のカール4世寄りとなり、それまでの南欧中心の経済活動から新たに、ネーデルラントや北西ヨーロッパとの経済関係の展開に傾斜していったために、イタリアとの取引に利害関係を持つ参事会員家系を中心にミッテルスバッハ家を頼り権力奪取を行った。この蜂起の尖兵となったのは金属加工業や武器製造業の親方たちを中心とする手工業者であった。当時の主要な手工業者の組合が蜂起に参加し、その地位を向上させた。しかしながら、あくまでも自治の範囲に限られており、従来認められていなかった誓約団体の結成や手工業組合頭領による自治等は認められたが、裁判権や参事会への参加は認められなかった。ルクセンブルク家を支持した参事会員家系はごく一部は都市から追放されたが、大部分はそのまま留まった。新参事会はこれまでと変わらない都市統治を行ったが、皇帝カール4世の圧力が強まる中で、財政的に行き詰まり市民からの支持を失っていった。皇帝がニュルンベルクの城門に迫った1349年9月に参事会員は逃亡し、10月には旧参事会員による参事会が皇帝の支持のもとに統治を開始することになった³⁵⁾。

旧勢力が復権したわずかに4日後に反乱者への処罰の判決が下された。190人余が処罰されたが、すべて追放刑であり死刑はなされなかった。一部参事会家系の者も追放系に処されたが、大部分は手工業者が処罰された。とりわけ金属加工業者などの有力なツunft出身者が重い追放刑に処された。これに対して中小の手工業ツunftに対しては蜂起後参事会への参加を認められるようになった。ただしあくまでも名ばかりであり、発言は認められなかった。名誉職でありツunftの名誉を与えるものとみなされ、ツunftの地位は高まったが、政治的には依然として無力であり、その立場は何ら変わらなかった。手工業者出身の財務官も任命されたが、それも名前だけで帳簿を閲覧する権利しかなく、従来の財務官しか決定権はなかった³⁶⁾。

こうして、1年4ヶ月の蜂起は都市統治に何らの変更を加えるものではなかった。参事会家門はジッペ的紐帯の共同体として権力闘争の後も23の家門の体制は維持された。参事会は以前から徐々に統治体制を整え、それぞれ13名の執政官職と参審人職から13名の市長と副市長職の組を作り、1年間を13の任期に区分し、最初と中間と最後の市長職を重視し、副市長には市長の補佐役としての任務を与え、毎週参事会館で参事会を開催し、都市統治を遂行していった。13人の市長の中から2名財務官が任命され、最上位の市長職として都市財政を司るようになっていたが、蜂起後、この2名に加えて次席市長が加わった軍事指揮者3人会議が結成され、有事の際の軍事指揮官の役割を担った³⁷⁾。

35) Ibid., S.27f. 佐久間弘展『ドイツ手工業組合の研究—14～17世紀ニュルンベルクを中心に』創文社 1999年21頁以下参照

36) Ibid., S.37ff.

37) Ibid., S45ff.

帝国都市ニュルンベルクは大きくゼバルト部分とロレンツ部分に分けられ、それぞれ4つの地区に区分され、さらにこれらの地区はそれぞれ10から20の街区に下位区分され統治されていた。街区は全体で1430年には95、16世紀末には131に固定された。戦時においては地区ごとに市民軍を構成し、地区長が指揮官となり全体を参事会員の3人の軍事指揮官がそれぞれ3つの部隊に分けて指揮をとって戦った。平時においては3人の管轄下に軍事局が設置され、軍需品の調達や城壁の警備等の業務を司り、治安の維持を行った。さらに、帝国都市に昇格した13世紀から地区に地区長が任命された。彼らは戦時における地区軍の指揮官を務めるとともに地区の住民台帳を作成し、住民の財産状態や結婚や離婚さらには寡婦や孤児の把握も義務付けられていた。14世紀初めから地区長は2名任命され、彼らは人頭税や財産税課税のための地区帳簿を作成し財務官に提出する義務があった³⁸⁾。財務官はそれに基づいて財産税課税台帳を作成し、徴税を行った。市民権を持つ全員が一定額の人頭税を納める義務があったが、それとは別に私有財産を所有するものは全員財産税が課税された。土地や資本財、年金等に課税され、それぞれの税率は参事会によって決定された。財産税名簿は軍事編成にも使用された。財産額に応じて提供すべき騎兵数、歩兵数が決定され、これらの従軍義務を遂行することを誓約するために負担義務者は財務官の面前に出頭しなければならなかったが、全員がこの手続きを行うために7日間を要した³⁹⁾。戦時には最大、騎兵500、歩兵3400、弓隊、弩隊等1100人からなる5000人の部隊を従軍させることができた。これにはさらに、輜重隊や野戦鍛冶などの手工業者やパン焼き人や料理人等が従った⁴⁰⁾。

地区長は軍事、治安、税制、民生全般の監督を行い、地区の日常生活に規律を与える存在であった。彼らは参事会家系の出身であり、参事会統治の一翼を担っていた。しかしながら、都市ニュルンベルクでは帝国都市として発展し、人口も急激に増加しこのような任務を地区長だけで行うことは困難であった。早い段階から地区の下位区分である街区に街区長に任命され、彼らが実際の日常的な業務を担っていた。住民台帳の作成や財産税名簿に必要な住民の私有財産の把握、市民権を持たない者の財産状態の把握も義務付けられていた。さらに防衛や治安の維持、防火活動も担い、14歳までに亡くなった男子、14歳までに孤児となった女子を調査し住民台帳を作成した。街区長は大参事会家系に属し、地区長に従属し、彼を助けて街区の日常生活を監督した⁴¹⁾。

ニュルンベルクでは地区制度や街区制度とともに都市行政の制度が整えられていった。まず、参事会官房が組織され、都市裁判所を管轄下においた。官房から領邦統治のための部局として穀物倉庫、カタリーナ修道院、領邦施与院、領邦救貧院、裁判官区ヴェールト、シュピタール施療院、森林管理局、内務刑事局が成立した。他方で官職組織は財務局と監督局からも分岐し発展していった。都市市政において最も重要な官職は財務官であった。財務官は13世紀から徴収され始めた財産税を管理し、各部署に配分する機関であった。先にも述べたように財産税は軍事編成

38) Michael Diefenbacher, Rudolf Enders, *Stadtlexikon Nürnberg*, Nürnberg 2000, S.1142.

39) *Ibid.*, S.652.

40) Sander, a.a.O., S.180ff.

41) Diefenbacher, Enders, a.a.O., S.323.

に関係し、都市にとって最も重要な収入源であった。財産税は資産額の1%課税され、都市外の領邦民からも財務局の外局である領邦租税局によって徴収された。地代収入や家賃収入にもより低い率で課税され、地代局や賃貸家屋局が設置された。後に消費税が徴収されるようになり、その徴収を管轄するために売上税局、穀物税局、からす麦局、牡牛局等が設置された。財務局は都市年金も管轄し、すべての部局の会計帳簿を決算時に集約し都市会計簿を作成するに至った。この帳簿は1340年からその存在が知られており、1377年以降すべて伝えられている⁴²⁾。

財務官の都市統治における権限の強化とともに、彼によって作成された都市会計簿を監査するための委員会が14世紀後半に設置された。二人の財務官と第一任期市長、決算任期市長、そして序列5位から7位の参事会員で構成される監査委員会が組織された。この7人委員会（執行参事会Septemvirat）は徐々に財政と外交に関する重要問題を参事会に代わって決定する権限を持つようになり、15世紀には正式に都市の機関として認められた⁴³⁾。

もともと初期の頃には皇帝の家臣としての都市長官が都市裁判所を管轄し、治安・市場・手工業を管轄し市場税を徴収し、市場・下級裁判権を所有していたが、1385年都市長官職を都市参事会が獲得し、都市長官に参事会家系から任命されるようになった。ただし、すぐに名誉官職となり外交使節の応接や都市傭兵や市民軍の指揮官となったが、実際の指揮官は7人委員会のうちの3人の軍事指揮官が努め、この3人委員会（triumvirat）が参事会の最高指導者となった。さらに都市長官の権限のうち、治安については軍事局、市場手工業管理は監督局、裁判については5人の参事会委員によって管轄される下級裁判所が設置されるとともに参事会直属の重罪裁判所の設置に至った⁴⁴⁾。さらに都市の治安については軍事局が担い、14世紀半ば都市警吏(Stadt knecht)と都市兵(Stadtschütze)が採用され、住民の監視とコントロールが強力になされた⁴⁵⁾。警吏の数は最初4,5人であったが16世紀には常時10人雇用されていた。都市兵は1449年のマルクグループ戦争時に始めて50人が雇われ、当時の混乱した治安の維持に当った。その後も平均30~35人程度が常時雇用されており、16世紀には人口比において他のヨーロッパ都市の中でトップクラスの多さであった⁴⁶⁾。

参事会に次ぐ機関としてゲナンテ団体が知られている。彼らは都市長官の裁判において証人に任命される有力名望家層の市民であり、大部分都市門閥出身者から選任された。都市騒擾後、一部で手工業者の親方層からも選任されたが、ごく限られておりそれぞれの出身ツフツの名誉ある地位を表すものと理解されていた。参事会への参加も実現したが、彼らの権限は名目的であり、特定の機会以外は出席を求められなくなり、名誉職的地位にとどまった。14世紀以来ゲナンテが大参事会を構成した。1317年46名、1313~23年64名、1500年名から1700年には500名にも達

42) Ibid., S.652.

43) Ibid., S.974.

44) 佐久間 前掲書 36頁。

45) Diefenbacher, Enders, a.a.O., S.53.

46) 池田利昭『中世後期ドイツの犯罪と刑罰 ニュルンベルクの暴力と紛争を中心に』北海道大学出版会2010年69頁以下参照。

した⁴⁷⁾。

彼らの中から特に8名がアルテ・ゲナンテと呼ばれ、参事会に参加するようになる。アルテ・ゲナンテは参事会出席権・議決権を有し、参事会の決定に参加することができた。彼らは、参事会員候補として参事会の業務に参加し必要な知識と能力を蓄え、年功とともに参事会に選任されていった。こうして、15世紀中に参事会門閥の間にゲナンテ、アルテ・ゲナンテさらには副市長、市長、7人委員会員、3人委員会員そして最終的に財務官への経歴の階梯が形成されていった⁴⁸⁾。

都市ニュルンベルクは16世紀の初めまでに有力家門による都市寡頭支配体制を確立していった。フライシュマンによるとこの200年間に421名の参事会員が選出されており、彼らを家系ごとに分類し、参事会への継続的選出、財務官、7人委員会員、最高指導者会議への選任の頻度から二つの門閥グループが析出される。第一はEbner, Grundherr, Haller, Holzschuher, Nützel, Pfinzing, Schürstab, Stromer, Tetzl, Tucher, Volckamer, Vorchtelの家門である。続いて第二はBehaim, Eivogel, Geuder, Groland, Groß, Ortlieb, Pömer, Schopper, Teufel, Weigel/ von Marktの家門である⁴⁹⁾。

第一の12の家門グループは大部分、家人家門の出自であり商人家門出身者はわずかであり、彼らは商業活動だけではなく、土地所有や都市官職の所有、さらには帝国内の他都市同一家門一族との関係の維持などによって都市貴族身分を安定的に維持しえたと言える。第二の10家門グループは大部分が商人出身家系であり、わずかに2家門のみが家人身分出身であった。彼らの商業活動は主としてイタリアを中心とする南欧に向かって展開されており、商業活動においては第一グループを圧倒する勢いであった⁵⁰⁾。

1500年頃まで都市統治の重要官職への上昇において年功は二義的であり、決定的意義を持ったのは出身家門と自身の能力であった⁵¹⁾。16世紀の初めには15世紀末の不況の中で新たな商人団が台頭し、参事会統治への参加を要求するようになる。彼ら第三のグループにはFürer, Fütterer, Harsdörfer, Imhoff, Kreß, Löffelholz, Schlüsselfelder, Stark, Welser等の家系が知られており、とりわけイムホーフとヴェルザーが重要である。彼らはアウグスブルク、レーゲンスブルク、ラウインゲンの都市門閥ないしはラントの騎士身分出身で商人として活躍した門閥である。これら新興の門閥は旧家門出身者に代わって17世紀前半に至るまでヨーロッパ大の経済活動を行い、とりわけフランスやネーデルラントとの取引にも進出し、近世初期における経済中心地の移動に対応する活動を行い、ニュルンベルクの経済中心地としての地位を維持することに貢献した⁵²⁾。

このように、ニュルンベルクは経済活動が活発に行われている間は経済構造の転換に伴い、新興の商人家門が参事会に受け入れられていったが、16世紀前半から徐々に参事会の閉鎖性が目

47) Fleischmann, a.a.O., S.119ff.

48) Ibid., S.45.

49) Ibid., S.309.

50) Ibid., S.310.

51) Ibid., S.313.

52) Gerhard Pfeiffer (hrsg), Nurnberg – Geschichte einer europäische Stadt, München 1970, S.300f.

立つようになった。有名な1521年の参事会祝宴規則によると、参事会主催の舞踏会には当時形成されていた都市貴族家系以外からは、たとえ富において凌駕しようとも参加を認めないことが謳われている⁵³⁾。この間、16世紀中葉以降、都市統治のヒエラルキーにおける選任条件が出自ではなくなり、在職年数、つまり年功となった。旧家門勢力の影響力は打破され、都市貴族すべての家系が対等の資格を認められるようになった。年功原理への転換を通じて、高位の参事会行政職選任においてある種の合理性が働き、個人間の軋轢は生じなくなった。都市行政の人事に当って慣習の序列を優先的に考慮し、年齢ではなく在職年数によって序列付けを行い、高位の役職に専任していった。17、18世紀には参事会における昇進の決定的基準は参事会員に選任される年齢となった。年功原理の絶対化はニュルンベルクの都市統治の完全な硬直化を招き、個人の能力や専門知識は二次的意味しか持たなくなった。こうして年功序列終身任期の参事会選任ルールは参事会身分の間に固定した位階秩序を形成し、形成された門閥と家系に均衡と安定を実現することになった⁵⁴⁾。

一般に、ニュルンベルクはこのような厳格な都市統治と状況への柔軟な対応によって長期にわたる「オープリッヒカイト的計画経済」を実現することができたと考えられている。

2 ニュルンベルクにおける市場構造

ニュルンベルクは皇帝の建設都市として、皇帝城砦の周辺に帝国家人や商人さらには手工業者も定住し、皇帝の支援によって市場開設権が付与され当初から地域の経済中心地として発展していった。歴代皇帝が当地で宮廷を営み、帝国統治に重要な役割を演ずるとともに政治的経済的中心として発展していくことになった。このような政治的優位な立場を利用して、12世紀の初め以来ヨーロッパ全土で関税免除特権の獲得に努め14世紀半ば頃までには神聖ローマ国内の主要な都市の関税免除特権を獲得した。こうしてそれまでの帝国西部さらには南部の商業中心地（ケルン、マインツ、レーゲンスブルク）の優位を覆し、帝国商業の中心地となることに成功した⁵⁵⁾。

地中海地域の北イタリアにおいて始まった「中世商業革命」の結果、厳密な経済計算に基づく市場ネットワークと信用決済システムが成立し、ヨーロッパ全域に拡大していった。ニュルンベルクも15世紀に入ってようやくこの市場ネットワークに参入し、本格的にヨーロッパ大の取引を展開するようになった。ここで展開される市場取引は、商人ギルドに加盟する有力商人によって主導され、都市による規制のもとで行われる閉鎖的な市場構造を前提としていた。遠隔地商業は統領(council)を指導者として数十人、時によっては数百人の隊商を組み、数十人の護衛の騎兵に守られ、各地の大市開催に合わせて訪問するのが一般的であった。その後、14世紀になると各都市に店舗を構え各地に支店や代理店を配置する定着商業が発展し、大市商業との二元的商

53) Diefenbacher, Enders, a.a.O., S.1603.

54) Fleischmann, a.a.O., S.316.

55) Wolfgang Stromeier, Oberdeutschochfinanz 1350-1450, Teil I, Wiesbaden 1970, S.16f.

業が展開されていった。定着商業の発展を見た段階においても依然として都市による規制のもとで有力商人中心の市場構造は変わらず維持された⁵⁶⁾。

イタリアでは為替手形に関する主要の技術は大部分考案されていたが、為替手形の裏書割引は一般的に使用されなかった。16世紀のイタリア人商人は商業取引における参加者をできるだけ狭く範囲を限定し独占することによって利益が上げられると考えていたため17世紀中も禁止されていた⁵⁷⁾。ニュルンベルクでも同様に16世紀中は禁止されており、17世紀に入ってからでもできるだけ制限し、限定的にしか認められなかった⁵⁸⁾。南ヨーロッパではイタリア商人の慣習にならい、17世紀に至るまで為替手形の裏書割引による第三者への譲渡はできるだけ制限された⁵⁹⁾。

このような特権的流通を担ったのが都市参事会家門の一族であった。初期の商事会社はもっぱらニュルンベルク都市貴族の家族経営会社（例えば、グロス家、シュトロマー家やフィンツィンク家）であるか、あるいはそれに属する会社（ベハイム、エープナー、フューラー、グルントフェル、メンデル、ショッパー、テツツェルやフォルヒテル会社）であった。1400年頃にはこのグループに特に、ピルクハイマー、クレス、ルツメルとパウムガルトナー家の会社が加わった。15世紀中に都市参事会活動に参加するようになった一族がこの仲間を補完するようになった（イムホッフ、ヒルシュフォーゲル、マクィヒスナー、トプラー、トゥファー）⁶⁰⁾。

彼らは1500年ころには多くの分野で独占的地位を築いていた。例えばサフラン取引、真鍮製造業のためのアーヘンーリュッティヒからの垂鉛取引、銅採掘や時計取引、鋼や鉄取引、プロヴァンスからの柘植取引（刃物や刀剣製造用）、シュワーベンの織物取引そしてプロイセン産琥珀の南ドイツやイタリア向け取引、そしてさらに東ヨーロッパ産の毛皮取引等である⁶¹⁾。

ニュルンベルクは地理上の発見と1556年と1559年のスペインとフランスの国家破産さらにはスペインによるアントウェルペン征服による商業中心地と国際資本市場の崩壊によってニュルンベルク商人は新たな国際条件に対応することを迫られた。とりわけ16世紀にはヨーロッパ商業の最も重要な立地が大市から取引所に移り、あらかじめ決められた大市期間以外にも取引の決定が可能となっていった。ニュルンベルク商人団もこの取引形式にならい、商人組合理事会を設立し、同時に1560年にマルクトにおいて取引所を設立するに至った。これを機会にニュルンベルク商人団自体は一層国際的性格を帯びるようになった⁶²⁾。

1163年の証書によって商人身分は市場取引に関する自治権を有していたが、そのうちの有力な61人の発議により取引所の設立が請願され、1560年に制定された市場法によって設立が決定

56) Kellenbenz, op.cit., p.382f.

57) North, a.a.O., S.116.

58) 次章において都市条例や証書によって詳しく述べる。

59) Helman Hautman-De Smelt, Herman van der Wee, Die Entstehung des moderne Geld- und Finanzwesens Europas in der Neuzeit, in: Pohl (hrsg), a.a.O., S.98ff.

60) Pfeiffer (hrsg), a.a.O., S.288.

61) Ibid., S.289.

62) Ibid., S.403.

された。彼ら有力者は商人組合理事会を結成し、取引所の運営に当たった。他方で、市参事会の意向を貫徹するために1562年新たに市場取締を任命し、取引所及び全市場取引の監督に当らせた。1566年には市場や取引所管理運営は商人組合理事会に委ねられるようになり、理事会によって市場取締を選任するようになる。これら61人の商人団は1562年の参事会員飲食会館規則によってその社会的身分が示されており、参事会員家系かそれに準ずる身分に限定されていた。商人組合理事会は、都市参事会と同職組合に対して大商人の利害を代表し、取引所の運営を自治的に行い、マルクトにおける商人仲裁裁判所を主催することになった。取引所の取引や商業流通の一層の発展する中で、従来監督局によって任命されていた商品仲介人や手形仲買人の制度が一層強化され、市場取締や理事会による監督のもと組織化され、すべての取引事項を税関に申告する義務が課されるようになり、手形仲介人はすべての手形取引の記帳義務が生じた⁶³⁾。

取引所の設立とともにニュルンベルク商人団の活動範囲はいよいよ拡大し、信頼に足る情報伝達及び郵便制度を必要とするようになる。16世紀後半には理事会の努力によって従来の使者制度を組織化し、1575年ヨーロッパの主要な商業中心地を結ぶ運輸公社を設立し、運輸長官を任命した。さらにニュルンベルク商業にとって当座預金口座取引によるニュルンベルク公立為替銀行Banco Publicoが1621年に設立され、銀行、両替商と商人による近代的金融システムの外観が実現することになった⁶⁴⁾。

この間の商業中心地の地中海から北西ヨーロッパへの移動によってニュルンベルク商人の活動にも大きな影響が及んだ。1567年以来のアントウェルペンでの騒乱と1576年のスペイン軍による略奪によって20人ほどのニュルンベルク商人が甚大な損害を被った。それまでアントウェルペンで活躍していたニュルンベルク商人は活動場所をアムステルダムへ移すこととなった。例えばハンス・フンガーはアムステルダムで東インド会社に投資している。ヤコブ・フィッシャーはヴァレンシア、ケルン、リスボンそしてハンブルクを中心に活動し、17世紀初めにはポルトガルの首都リスボンでの最も重要なアフリカ貿易商人に数えられている。1557年のフランス国家破産以後、有力者への金融はリヨンから離れていったが、それでも1573年には依然としてドイツからの資金流入は700万ルーヴルに上り、全資金流入額の五分の一に達していた。この投資にはニュルンベルク企業が大きく関係しており、南ドイツ企業40社のうち24社がニュルンベルク出身企業であり、例えば、イムホーフ、トゥーチャーやヴェルザーなどが投資している。宗教戦争の結果、大市は益々その吸引力を失い、商人の特権は制限されていった。そのような中でも、フランス王は南ドイツ商人の特権を更新し続け、最後の更新は1617年であった⁶⁵⁾。多くのニュルンベルク商人は金融業に従事していた。1568年市参事会の評価によると416人の市民が5000グルデン以上の資産を有し、そのうちの240人が10000グルデン以上であった⁶⁶⁾。

ニュルンベルク商品はローヌ渓谷を超えてマルセイユにまで達し、さらに海外にまで輸出さ

63) Ibid., S.404.

64) Ibid., S.406.

65) Ibid., S.298.

66) Ibid., S.299.

れた⁶⁷⁾。そのためにイングランド人やフランドル人商人との取引も活発に行い、1587年までマーチャント・アドヴェンチャラーのステーブル港であったエムデンにおいてイギリス産毛織物を購入し、1611年以降ステーブル港がハンブルクに移動すると、ここからニュルンベルク商品の輸出入が行われた。ニュルンベルクに所属する商社の活動はハンブルクにおいてその詳細が知られている。例えば南ドイツ出身エンツェンベルガー家や低地地方から移住してきたギリス・デ・グレーヴ家などが知られている。イングランド商人は毛織物、羊毛、後には香辛料を輸出し、ニュルンベルク商人から南ドイツの鉱産物やリンネル、綾織綿布そしてガラス製品や玩具を輸入したばかりではなく、染料や高級繊維製品さらにはその他のイタリアからの輸出品を購入した。このようなニュルンベルク商人の中にはミカエル・クノイツェルやハンス・フリオーネ、ウルム出身のバルディンガーやスイス・グラウビンデン州出身のカール・ヴェルテマンが有名である。ジギムント・バルディンガーはハンブルクに居住したが、彼の兄弟はニュルンベルクで染色業と織物業そして織物販売業を営んでいた⁶⁸⁾。

この間、16世紀に基本的変化が起こった。ニュルンベルク都市貴族は商業から後退し、彼らの代わりに市民階層出身者の会社や16世紀中葉以降は外部の低地諸国やイタリア出身者の会社が増加してきた。ニュルンベルクの商事会社はすでに15世紀には商業の他に鉱山経営を行っており、金融業にも関与していたが、この都市外部出身者による企業によって16世紀以降、経済活動の重要部分が担われるようになっていった。ニュルンベルクは最初の経済的打撃を1552年の第二次マルクグラフ戦争によって被ることになった。アンスバッハ城砦伯アルブレヒトはニュルンベルク支配下の二つの都市、170の村落、三つの修道院、19の城、75の城砦、28の水車場、23のハンマー鍛鉄場と300モルゲンの森林を破壊した。都市自体は強固な城壁で護られ安全であったが、この戦争で都市ニュルンベルクは350万グルデンの負債を負うことになる。三十年戦争は財政上一層大きな損害を被った。ただし、ニュルンベルクは中立を保ち、城壁によって護られ無傷であった。この戦争の期間中、1634年だけでペストの他にチフスや赤痢のために3500人の命が失われた。開戦時の都市の負債は180万グルデンであったが、終戦時には750万グルデンに拡大していた。それでも三十年戦争まではニュルンベルク出身企業もこのような商事会社ネットワークにおいて中心的役割を果たした。しかしながら、17世紀後半から18世紀にかけては、国際商業活動を行う企業はニュルンベルクにとってはむしろ二次的意義しか持たなくなり、18世紀にはニュルンベルクは国際経済活動において限定的役割しか担うことのない地方都市となった⁶⁹⁾。

都市住民の大部分を占める手工業者は従来、都市監督局の管轄下におかれ手工業者の原料調達や製品の販売について管理されていたが、都市騒擾後手工業警察官庁として新たに参事会員4人差押官1人からなる手工業管理局が設置され、組合の結成・規約の制定・改正・組合間の紛争・

67) Ibid., S.295.

68) Ibid., S.296.

69) Ibid., S.408.

あらゆる手工業関連の問題の監督強化が図られた。当管理局は商業・市場・街路・交通・奢侈条例など多岐にわたる事項を監督し、市場取締や地区長、街区長の支援をえ、都市警吏の力を背景に住民の社会経済活動を監視した⁷⁰⁾。

16世紀には先に述べたようにニュルンベルクの経済活動が一層拡大しヨーロッパ外への広がりを見せるようになり、それまでは金属加工や毛織物生産を中心とする都市であったが、ヨーロッパ商業の変化の中で、ドイツの染色・仕上工業都市に転換するに至った。伝統的毛織物の生産からイギリス産未仕上毛織物の染色・仕上、漂白麻織物の染色・仕上業に転換し、17世紀半ば頃まで繁栄することになった⁷¹⁾。

このような産業構造の転換は、ニュルンベルクに問屋制度の普及をもたらすことになった。合理的で大量生産を可能にする問屋制度は、輸出産業に必須の生産組織となり、繊維・染色・仕上業だけではなく金属加工業や皮革工業においても問屋制度が支配的となった。人口が急増するとともに、問屋制度の普及は市場競争を激化させ、親方や職人との階層分化を生み出すことになった。商人問屋主は圧倒的多数を占めていたが、ごく一部で問屋制度を展開した親方の中で資産や社会的威信において上層市民まで上昇し、ゲナンテに選任される者も見られた。一方で大多数の親方は問屋主に従属し、職人と変わらない独立小生産者化し、下層に没落する者も多く見られた。一般に商人問屋主の支配のもと、手工業者は中小問屋主－独立小生産者－出来高工に分化し、大衆の貧困化が進展する中、商業手工業都市から輸出産業・遠隔地商業型大都市に転換した。大多数の親方たちは土地も原材料も持たない出来高工に近い存在となり、下層民化していった⁷²⁾。14、15世紀までのニュルンベルクは下層民の少なさで目立っていたが、16世紀の後半を迎えると市民の半分から三分の二が下層民となる事態に陥ることとなった。彼らは、手工業に従事する者は手工業監督局、さらに日雇や一般住民は日常生活を街区長や警吏によって監視されていた。

ヨーロッパの市場取引はできるだけ現金を排除し、信用貨幣によって決済する方法が一般化し、ニュルンベルクもこの決済システムに編入されるとともに高額金貨グルデンを貨幣計算化した。こうして遠隔地貿易を中心とする都市貴族や後に商人組合に結集した商人たちによる安定的な金貨を価値尺度とする市場圏と不安定な小額銀貨を価値尺度とする市場圏に二分されることになった。金貨の計算貨幣化した為替貨幣と小額銀貨の購買力を表示する計算貨幣の組み合わせによってこの二分された市場が都市計算貨幣という形で統合されていく⁷³⁾。

都市住民の大部分は生業による少額の出来高賃金や日雇賃金で生活しており、彼らの生活は小額銀貨の購買力によって支えられていた。その結果、小額銀貨の価値が減価する場合は一気に困難に直面した。飢饉や戦争時には食料品が高騰し、極端な場合は飢餓が襲った。ニュルンベルク

70) Diefenbacher, Enders, a.a.O., S.1026.

71) 佐久間 前掲書 10頁。

72) 同上書 252頁。

73) Walter Bauernfeind, Materielle Grundstrukturen im Spätmittelalter und der Frühen Neuzeit – Preisentwicklung und Agrarkonjunktur am Nürnberger Getreidemarkt von 1339 bis 1670, Nürnberg 1993, S.45.

では1348年、49年のペストは免れたが、しばしばペストの悲惨な蔓延も伴った⁷⁴⁾。

都市当局は為替貨幣としての高額金貨計算貨幣と大部分の住民の生活を支える小額銀貨計算貨幣の関係を都市計算貨幣の形で固定し、実体貨幣の製造、流通を統制し、この二つの計算貨幣の価値を維持する政策をとった。それは価格統制策に帰結することになった。このように、「中世商業革命」によって成立した「市場の貨幣」システムはこのような特有の前近代的な市場構造に規定されていた。以下では、このような特有の「市場の貨幣」システムのニュルンベルクでの成立過程を述べる。

3 中世後期ニュルンベルクにおける貨幣システム

ニュルンベルクの市場開設権と貨幣高権は帝国城砦に付属する定住地として皇帝のレガリーエン権限に属した。この二つの権限は当初は皇帝の臣下であった都市長官に下属する関税局長 Zöller と貨幣局長 Münzmeister の管轄下にあった。関税局は当初市場開設権や流通税、関税を徴収し、度量衡を決定し市場の監督を行った。その後13世紀になると徐々に都市の市場に対する監督が見られるようになり、14世紀中に都市長官の権限と共に1396年には都市に質権として譲渡され、1427年には購入された⁷⁵⁾。

ニュルンベルク帝国貨幣製造所の貨幣長官の権限も同様の経過をたどって都市の所有となった。14世紀中まで貨幣長官は金、銀地金の市場関税権と為替手形の独占権を所有していた。さらに長官管轄下の貨幣局は度量衡制度を監督し、貴金属流通や貨幣流通に関する警察権も行使した。ただし、長官には貨幣法違反者に対する裁判権はなく、この権限は国王支配下の都市裁判所が所有していた。裁判所長は都市内の法定貨幣を国王の命ずる品位で製造する権限を有した。この権限は1419年にブランデンブルク辺境伯フリートリッヒから購入し、都市の貨幣局に移管され、1422年に国王の承認によって都市は最終的に帝国貨幣製造所の長官職の権限も含めて完全な貨幣高権を獲得するに至った⁷⁶⁾。

ニュルンベルクでは都市成立以来、旧プフントーフェニヒ計算貨幣体系が使われていたが、14世紀以降南ドイツ、シュヴェービッシュ・ハル帝国貨幣製造所のヘラー貨が広く神聖ローマ帝国領内で使用されるようになった結果、プフントーヘラー貨幣体系が使用されるようになった。皇帝から授与された1434年の貨幣特権によるといわゆる貴金属重量（重銀50%）の1ロートから34フェニヒ製造されたので、純銀1ロートから68フェニヒないし136ヘラー製造された（1フェニヒ [δ] = 2ヘラー [hl]）。ニュルンベルク・ロートはニュルンベルク・マルクの16分の1でありニュルンベルク年代記によると1マルク純銀237.50グラムからは $136 \times 16 = 2176$ ヘラーがえられる。従って、ヘラー貨は $237.50 : 2176 = 0.109$ （グラム）となる。その結果、フェニヒは0.218グラム

74) 三十年戦争時の貨幣貶質による貨幣価値の下落は激しいインフレーションを惹起し、当時の農民や一般市民に与えた悲惨な状況をフライタークが詳細に描写している。Gustav Freytag, Bilder aus der deutschen Vergangenheit, Bd.2 hrsg. von Heinrich Pletic, München 1987, S.302.

75) Sander, a.a.O., S.44f.

76) Ibid., S.236f.

の純銀を含むことになる。これに対して市場の貨幣流通ではこれまでの旧来の貨幣プフントで計算され、旧プフントは30ペニヒないし60ヘラー、従って4旧プフントが1新プフントとなった⁷⁷⁾。以下に新貨幣体系を示す⁷⁸⁾。

$$1\ell^{\text{neu}}=4\ell^{\text{alte}}=16\text{ Groschen}=20\beta=120\delta=240\text{hl}=26.160\text{gr 純銀}$$

$$1\ell^{\text{alte}}=4\text{Groschen}=5\beta=30\delta=60\text{hl}=6.40\text{gr 純銀}$$

$$1\text{Groschen}=1\frac{1}{4}\beta=7\frac{1}{2}\delta=15\text{hl}=1.635\text{gr 純銀}$$

$$1\beta=6\delta=12\text{hl}=1.308\text{gr 純銀}$$

$$1\delta=2\text{hl}=0.218\text{gr 純銀}$$

$$1\text{hl}=0.109\text{gr 純銀}$$

[ℓ^{neu} = 新プフント ℓ^{alte} = 旧プフント δ = ペニヒ β = Schilling gr = グラム]

新プフントも即座に計算貨幣化し、それぞれ価格表示に過ぎず実体貨幣は様々な価値の貨幣が流通し、実質的な貨幣価値は計算上はすべての流通貨幣を収集してその純量を計算して決定しなければならないが、事前に一定の評価を与え、後に貨幣試験の結果によって評価が変更された場合には会計上処理され、常に損失や利益が出る可能性があった⁷⁹⁾。

15世紀中葉のニュルンベルクの日常生活は上記の新しい計算貨幣によって表される価格体系のもとで営まれていたが、都市計算貨幣ヘラーの貨幣価値は当時の購買力によって決定され、個々の家計の貨幣による消費によって表示される。結局、購買力は生活必需品の価格や賃金によって計られ、衣食住の商品価格や職人の日当や日雇賃銀、その収入と支出によって表示される。

そこでまず、当時の一般住民の主食であるライ麦パンについて見てみる。ライ麦は当時、バイエルンでは222.4リットルのシェッフェル、ニュルンベルクでは318リットルのズンメで測られていたが、ニュルンベルクではこの時期、表にあるように高騰し、1437年には35旧プフントの最高値をつけた。通常の価格は1ズンメ当り1.25旧プフントであった。

ニュルンベルクでは14世紀中葉、通常は1プフント重量(475g)のライ麦パンの価格が1ヘラーであったが、表にあるようにライ麦の高騰によって戦時には7倍から8倍の高値となった⁸⁰⁾。

肉についても通常価格は最良の牛肉価格が1プフント重量(475gr)当り3.60ヘラーであったが、戦時においては6から8ヘラーに高騰した⁸²⁾。

1439年同時代の年代記によるとワインは高値で取引されていたので1マース(約1リットル)当り8.10から12ペニヒ、ビールも3から4ペニヒの値段であった。これが秋まで続き、収穫

77) Ibid., S.25.

78) Ibid., S.26.

79) Ibid., S.26.

80) Ibid., S.27.

81) Ibid., S.28.

82) Ibid., S.28.

83) Ibid., S.29.

15世紀中葉ニュルンベルクにおけるライ麦価格一覧表⁸¹⁾

年	場所	月と状況	ズンメ当りライ麦価格	
			旧プフント	新プフント
1432年	ニュルンベルク	3月	8.00	2.00
		12月初めの高騰時	13-14	3.25-3.50
1433年	ニュルンベルク	高騰時	18.00	4.50
1434年	ニュルンベルク	高騰時	23.00	5.75
1437年	ニュルンベルク	5月初めの異常な高騰時	28-30	7-7.50
		12月末	33-35	8.25-8.75
1438年	ニュルンベルク	1月	27-28	6.75-7.00
1439年	ニュルンベルク	2月初め	7.00	1.75
		収穫後の秋	5.00	1.25
1441年	ニュルンベルク	都市当局の売却価格	4.00	1.00
1449年	ニュルンベルク	戦時	9-10	2.25-2.50

1 ズンメ＝318 リットル

15世紀中葉ニュルンベルクの肉価格一覧表⁸³⁾

年	プフント当り牛肉	プフント当り仔牛肉	プフント当り牡羊肉	プフント当り豚肉
1443年				
聖ヨハニス祭前	4 ヘラー	3 ヘラー	—	5 ヘラー
聖ヨハニス祭後	5 ヘラー	4 ヘラー	—	〃
1445年	4 ヘラー	—	4 ヘラー	—
1446年	—	—	5 ヘラー	—
1447年	4 ヘラー	4 ヘラー	5 ヘラー	—

後は過剰気味となり1マース当りワインの公定価格は3フェニヒに引き下げられた。1449年4月23日は戦時であったにもかかわらず1マース当りの産地ワインは5フェニヒないしは10ヘラーであったが、冬に異常なワイン不足が発生し、価格は1マース当り16フェニヒにまで急速に上昇し、ついには16から26フェニヒにまで上昇した。同年の5月のビール公定価格は1マース当り3ヘラーであったが、戦時には通常ビールは4ヘラーに上昇し、最上のビールは10ヘラーにまで上昇した⁸⁴⁾。

庶民が着る衣料品については次のような大よその価格がえられる。例えば、森番の上着は3プフント、都市の下僕は3プフント6ヘラー、楽手の上着は3プフント6シリング、市役所役人の上着は4プフント8シリングであり、晴れ着用の上着は3プフント以上の価格であった。都市貴族コンラート・クレスの婦人ヴァルプルグがニュルンベルクで1424年に1人の親族をヴェネツィアへ旅立たせる時にそろえたものを自ら以下のような記録に残している⁸⁵⁾。

84) Ibid., S.29.

85) Ibid., S.30.

都市貴族夫人ヴァルブルク・クレスの旅装費

	グルデン	グロッシェン	シリング	新プフント
短い青色の上着	1	17	= 43 1/4	= 2.16
丈夫な乗馬用上着	1	10	= 34 1/2	= 1.72
裏地付バルセント織上着	—	17	= 21 1/4	= 1.06
裏地付青色ズボン	—	10	= 12 1/2	= 0.62
小さめの白マント	—	9	= 11 1/4	= 0.56
長靴	—	8	= 10	= 0.50
ベルト	—	—	= 3	= 0.15

1440年アウグスブルクで現金1000グルデンを所有する裕福な人物が200グルデン（= 220プフント）の家を購入し、この家に家族4人で4年間住んでいたことが記録されている。当時彼は大規模な増築を行い、小部屋と一間、台所と二つの地下室が加わることによって、1444年には300グルデンで売却することができた。都市ニュルンベルクは1435年に死刑執行人が官舎として所有していた家を40グルデンと年1グルデンの家賃で売却した。当時1グルデンの家賃は年率5%で資本還元され20グルデンに値したのでこの家の全体の資産価値は60グルデンないし66プフントとなる。ある指物師は1440年150グルデンないし165プフントで家を買うことができた。当時の家賃価格はその家に投下された資本の利子率に対応する価格とされていた⁸⁶⁾。

銃隊長ディートリッヒ・レーアは毎年8グルデンないし8.80プフントの家賃を支払い、彼の同僚ハンス・フォン・マイエンブルクは都市から高額の給与を受け取っていたので、14グルデンないし15.40プフント家賃に支出していた。都市道路舗装工のようなより下層の職人は1452年に年1グルデンの住宅手当を与えられていた。住居に必要な家具は小さな机と付属の長椅子1プフント、高級役人のテーブルは1.70プフント、文書保管用棚7プフント、そのカギに0.25プフント支払われた。灯明のロウソクは1プフント重量当り1シリングの価格であった⁸⁷⁾。

当時の手工業者や小売商の店舗や販売用の台は市場取締の管理下にあり、その所有権は有力商人のものであった。例えば、毛織物商の販売台の年賃貸料5シリング、靴屋とパン屋の販売台0.5グルデン、肉屋の販売台は大きさによって、1, 2, 2.5から5グルデンのものがあつた。織物小売商の販売台は3グルデン、鉄み商の販売台は4, 5, 6グルデンの賃貸料であつた。都市中心部に位置し市庁舎近くの手工業用の建物は年家賃が大きさによって3, 7そして24グルデンするものもあつた。同じ場所の有力な金匠の営業店舗の賃貸料は1435年には8グルデンないし8.80プフントと評価されている。このように、マルクトで小売業を行う商人の店舗や屋台風の売台は多

86) Ibid., S.30.

87) Ibid., S.31.

く商人の所有であり、都市中心地の手工業者の作業場や店舗も商人によって所有されていた⁸⁸⁾。

ここで個々の家計の貨幣需要について見てみると15世紀半ばには騎兵を1人扶養するのに馬の費用を含めて彼が宮殿に住み現物支給の形をとろうと、都市に一家をなして住もうと45から55グルデンの年間費用がかかった。

都市貴族シュルシュタープによって記録された1449年の戦争規定によって一人の人間を扶養するための必要経費が計算可能である⁸⁹⁾。戦時規定にある当時都市支配をめぐる戦っていた城砦伯の臣民で捉えられて捕虜となった農民兵の食事や都市の台所から提供されるニュルンベルク兵の食事から肉体労働者階層の必要な食事は以下になるとザンダーは推定している。

1449年ニュルンベルクにおける成人1人の必要食分量

	キビ粥	パン	肉	ビール
朝食用スープ	1/2ℓ	—	—	—
昼食	1/2ℓ	570gr	240gr	—
間食	—	140gr	—	1/2ℓ
夕食	1/2ℓ	285gr	—	—
1日分合計	1 1/2ℓ	1000gr	240gr	1/2ℓ

ℓ = リットル gr = グラム

この表のニュルンベルク重量プントは約480グラム、1マースは約1リットル、ライ麦パンは285グラムとして以下のような必要貨幣額がえられる。

1000グラムのライ麦パン2ヘラー、240グラムの肉2ヘラー、1/2リットルのビール1.5ヘラーとなり、1449年のキビ粥1マースの価格は都市公定価格によって2ヘラーと決められていたので、1.5リットルは3ヘラーとなる。従って、必要な1日の食費は8.5ヘラー、もしこれに加えて獣脂とバターないしは1片のチーズが添えられるとすると約9ヘラーとなる。年に換算すると3285ヘラーないしは13プント13シリング9ヘラーとなる。

住居費については少なくとも年1プントかかる。衣料については、もし3年ごとに1着のスーツ、あるいは大きなウールの上着を新調したとすると年の出費は1プント、帽子、下着、靴、明り代、暖房費そして暖かい入浴を想定すれば新ヘラー貨でさらにもう1プント出費がかさむことになる。独身男性の総経費は必要最小限の費用を想定したとすれば年16から17プント、結婚して子供がおり、それほど豊かでない家庭の父親は約倍つまり32から34プントかかることになる⁹⁰⁾。

前近代においては、インフレーションは二つの可能性があった。実際に穀物や食料品の不足に

88) Ibid., S.31.

89) Ibid., S.32.

90) Ibid., S.33.

よる価格の高騰と価値尺度である貨幣価値の減価による場合である。後者は、複本位制のもとでは金銀比価の変動による相対的な金貨、銀貨の貨幣価値の減価が、取引される商品に特有の貨幣使用によって影響を受ける場合と実体貨幣の素材価値の減少による場合があった。15世紀のニュルンベルクでは計算貨幣化したヘラー貨の購買力を維持するために、都市当局は監督局による市場取締の任命、両替商の任命、市場仲買人、さらには為替仲買人の任命によって、遠隔地貿易市場は特定の有力商人に限定しつつ自由な取引が展開されたが、域内の卸売商業や小売商業は都市の強い監督のもと価格の統制が行われた。

こうして、都市が決定した貨幣を製造し、多様な域外の貨幣の流入を極力統制し、貨幣局による貨幣試験を実行し、悪貨の流通規制や流通禁止を断行し、貨幣の素材価値の減少による貨幣の購買力の減価を抑制し、域外貨幣を極力排除し、銀貨による価値尺度の設定と金貨による域外取引を行うことを実現していった。その際、この時期神聖ローマ帝国内で広く見られた貨幣同盟による貨幣高権の統合がこのことに大きく寄与していたことが知られている。フランケン地域の貨幣領主であった都市ニュルンベルク、バンベルク司教、ヴェルツブルク司教、アイヒシュテット司教、ホーエンツォレルン伯（アンスバッハ・バイロイト）、オーバー・プファルツ諸都市（アウグスブルク等）による貨幣同盟は域内フランケンとオーバー・プファルツの銀貨製造を完全に統制し、金貨についてはライン貨幣同盟のグルデン貨を使用し、先に述べた計算貨幣ヘラー貨による貨幣価値の統一に成功した。当時の貨幣同盟で決定されたヘラー貨、フェニヒ貨、シリング貨を製造し、域外貶質貨幣が30%ほど流通していたが、ヘラー貨の価値は貨幣同盟の貨幣高権によって維持され、価格も安定した⁹¹⁾。

4 近世初期ニュルンベルクにおける「市場の貨幣」システム

ニュルンベルク計算貨幣体系はその後、15世紀の60年代から神聖ローマ帝国内で一般的であった高額貨幣ライン・グルデンによる計算貨幣体系に徐々に移行していった。世紀の初め頃から製造され始めた都市法定貨幣グルデンが計算貨幣化し、ヘラーに代わって都市帳簿の記帳貨幣となり、ヘラーを徐々に排除していった。1560年以後、ヘラーは使用されなくなりグルデンが唯一の都市計算貨幣の地位を獲得することになった。このグルデンは帝国都市統治が崩壊し、さらにその後の第二帝政成立時期までその地位を維持することになる。こうして16世紀の中葉には計算貨幣グルデンを基準貨幣とし、計算貨幣フェニヒを基本貨幣とする計算貨幣体系が使用されるようになる⁹²⁾。

16世紀中にはニュルンベルクの経済構造は大きな転換を遂げることになった。15世紀までの製造業手工業都市から輸出産業・遠隔地商業型大都市に転換していった。西ヨーロッパにおける商業革命の進展に合わせて、ニュルンベルクはそれまでの金属工業や毛織物生産都市からイギリス産未仕上毛織物の染色・仕上、漂白麻織物業の染色・仕上業に転換し、1630年代まで栄える

91) Hansheiner Eichhorn, Strukturwandel im Geldumlauf Frankens zwischen 1437 und 1610, Wiesbaden 1973, S.26f.

92) Bauernfein, a.a.O., S.44ff.

ことになる⁹³⁾。

このような産業構造の転換はニュルンベルクでも問屋制度の普及を見ることになった。一般に問屋制度はより合理的で大量生産を可能にし、輸出産業に必須の生産組織として、繊維・染色・仕上業だけではなく金属加工業や皮革工業においても支配的となった。人口が急増するとともに問屋制度の普及は競争を激化させ、親方や職人との階層分化を生み出すことになった。商人問屋主が圧倒的多数を占め、ごく一部の親方が問屋制度を展開し上層市民に上昇する事例も見られたが、大多数の親方は問屋主に従属し、職人と変わらない小生産に没落し、下層に属するものも多く見られるようになった。多くの手工業者層が貧困化し、商業手工業都市から輸出産業・遠隔地商業都市に転換し、都市住民の階層分化が急激に進んでいった⁹⁴⁾。

このような経済構造の転換は同時に都市領邦領域の拡大をも伴うことになった。1504年バイエルン大侯相続戦争に参加し、支配領域を倍加し、ドイツ都市領邦国家最大の1652平方キロメートルの領土を有するようになった。新領域に支配機構を整えていくとともに旧来の都市領域外周辺地の小都市が問屋制度に編成され、手工業管理局のもとに手工業を統制し、さらに後背地も含めて食料・原料・半製品の供給地として都市禁制圏法に服させることによって都市中心地システムを完成させていった。その結果、上層の高額金貨使用圏に比して中下層の小額銀貨使用圏が拡大していくこととなった⁹⁵⁾。

15世紀末頃に登場してくる高額金貨計算貨幣グルデンは商人の帳簿記帳に使用され、遠隔地貿易を中心とする彼らの経済活動の価値尺度として使用され、徐々に都市ニュルンベルクの高額金貨の貨幣価値を代表する貨幣となった。ブローデルは中近世における高額金貨計算貨幣を市場の価値尺度とみなし、各都市の価格表示とみなしており、ニュルンベルクでも都市計算貨幣グルデンは当時的高額金貨の貨幣価値を表示し、卸売価格を表していると考えられる。これに対して小額銀貨計算ペニヒは日常必需品や手工業者の出来高賃金や日雇賃金を表示し、小額銀貨の貨幣価値を表すものである⁹⁶⁾。

15世紀後半から都市計算貨幣グルデンーペニヒ体系が神聖ローマ帝国内の貨幣システムとして使用されるようになる。このように高額計算貨幣グルデンは高額金貨使用圏の価値尺度を表し、都市上層有力商人の特権的市場活動の価値尺度として現象し、小額計算貨幣ペニヒは中下層の生産と消費活動の価値尺度として使用され、グルデンーペニヒ関係を一定に保ち、都市の価格体系を安定的に維持する貨幣システムであった。ニュルンベルクではこの貨幣システムに16世紀に本格的に移行していった。この貨幣システムの維持には高額計算貨幣グルデンを使用する遠隔地貿易を為替仲買人により規制し、加えて中下層の生産と消費活動を厳格に管理し、都

93) 佐久間 前掲書 10頁。

94) 同上書 252頁。

95) 同上書 348頁。

96) Braudel, Spooner, op.cit., p.384; Metz, a.a.O., S.27. ブローデルは高額計算貨幣が都市内の貨幣価値を表示し、価格標準となっていたと解釈しているのに対して、メッツは小額計算貨幣こそ、貨幣価値を代表し価格標準であったと主張している。

市内外の卸売商業には仲買人制度によって監督し、都市を経済統一体として統制する「オープリヒカイト的計画経済」を達成する必要があった。

グルデン・フェニヒ計算貨幣体系を維持するためには他方で実体貨幣の安定的な流通が必要であった。そのためには都市ニュルンベルクを超えて、フランケン地域ひいては神聖ローマ帝国全域の貨幣高権統一の必要があった。実体貨幣の素材価値を安定的に保ち、それによって計算貨幣グルデン・フェニヒの貨幣価値を維持し、とりわけ小額実体貨幣銀貨は貶質しやすく、それによるインフレーションを防止する必要があった⁹⁷⁾。16世紀には神聖ローマ帝国はオスマン・トルコの侵攻という大きな危機を迎え、帝国改造が進められ、その一環としてクライス制度が導入され、クライスに一定の貨幣高権が与えられた。その結果、各クライスは制定された帝国貨幣法に則って統一的な貨幣を製造することになった。こうして神聖ローマ帝国内ではクライスごとにならりのばらつきは認められるが、16世紀中はグルデン・フェニヒ計算貨幣システムは安定的に維持された⁹⁸⁾。

ニュルンベルクが属するフランケン地域ではバンベルク司教がクライス長官としてクライス内の平和維持の責任を担った。クライス長官の権限は不十分であり、当時の政治的不安定状況の中で十分な機能を果たすことはできなかったが、貨幣高権の行使についてはかなりの成果を上げることができた。貨幣の製造と流通を規制するための貨幣委員会が1530年代以降毎年開かれ、委員長はニュルンベルク貨幣長官が就任し、委員会開催時にすべての流通貨幣の試験を行い、報告書を作成し、流通不可や流通禁止貨幣を決定し、流通から排除する努力を行った。ただし、先にも述べたように中下層の人々にとっては小額貨幣の選別は不可能であり、使用禁止は即座に生活の困窮に直結するためできるだけ使用禁止貨幣も流通に留める措置がとられた。ニュルンベルク貨幣長官は遠隔地貿易都市として最も厳格に貨幣試験結果を遵守し、貨幣価値の維持を図った。加えて、南ドイツのバイエルン・クライスやシュワーベン・クライスとも協調して貨幣試験結果の遵守を図ったことが知られている⁹⁹⁾。

最後に、特に強調すべきは時代が進むにつれて都市は現代にまでつながる周到な社会政策を積極的に行っていったということである。都市は、凶作時や戦時に備えてパン穀物に限って特別の倉庫を3棟建設し5000トンの備蓄を常に行っていた。この穀物を使って1482年には市中に4000個のパンを配布し、郊外市に2500個のパンを配布した。1540/41年及び1570-75年の飢饉時には最大13000~15000人の貧民にパンとスープを無料で配布し続けている。加えて、都市有力商人に10年分の穀物備蓄義務を課し、さらに街区ごとに参事会家系に対して寡婦や孤児さらには貧民に対して月々の食事代として小額貨幣で支給する義務が課された。都市は、自ら施療院や孤児院さらには手工業者のための養老院等を建設し、市民の最低限の生活を支えていた。奨学金の支

97) Bernd Sprenger, *Das Geld der Deutschen Geldgeschichte Deutschlands von den Anfängen bis zur Gegenwart*, München 1995, S.110.

98) Bauernfeind, a.a.O., S.45.

99) 名城邦夫「17世紀前半西ヨーロッパにおけるニュルンベルク為替銀行の意義—アムステルダム為替銀行との比較を中心に—」『名古屋学院大学論集（社会科学篇）』第48巻1号 2011年 29頁参照。

給も知られており、有力者の子弟に対する大学への奨学金ばかりではなく、手工業者の他都市での研修費も支給される制度があった¹⁰⁰⁾。

このように、イタリアに遅れて16世紀中にニュルンベルクで本格的に成立した「市場の貨幣」システムは単に貨幣制度や市場制度によって支えられているばかりではなく、広く社会政策によっても支えられた特有のシステムであった。ニュルンベルクで見られた「オープリッヒカイト的計画経済」はヨーロッパ中近世都市に共通した特質であり、それなしには、この段階の「市場の貨幣」システムは維持しえなかったからである。

100) 佐久間 前掲書 46頁以下参照。